

令和5年度

第396回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和5年度第396回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、5番高宮城実一郎委員、の3名が欠席でございます。 1番島袋孝栄委員につきまして、報告はないのですが、体調不良のようですので、欠席になると思われ 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、10番の仲泊元輝委員、12番の長谷川亜紀委員、よろしくお願ひします。 事前現地調査委員は、7番新垣実委員、9番屋宜文委員、報告者は7番新垣実委員にお願いいたします。 それでは、議案第1号、受付番号7番から9番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号7番から9番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>現地調査を7番新垣実委員、9番長谷川亜紀委員、の2名で行っておりますので、調査報告を7番新垣実委員にお願いいたします。</p>
3番	<p>10月24日火曜日、午後1時から午後2時半まで、9番屋宜文委員と私、7番新垣実、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の4名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、屋宜文委員、よろしくお願ひいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第1号、受付番号7番、見取図の1ページになります。申請地は、美里工業高校の西に位置し、現況は雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条2第項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業常時従事者が1名で、年農業従事日数180日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはオクラ、じゃがいもの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 受付番号8番、見取図の2ページになります。申請地は、美里工業高校の西に位置し、現況はサトウキビ畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条2第項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業常時従事者が1名で、年農業従事日数180日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはオクラ、じゃがいもの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p>

	<p>受付番号9番、見取図の3ページになります。申請地は、古謝公民館の北東に位置し、現況は畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、役員が従事する3名で、年農業従事日数180日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはパッションフルーツの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号7番から9番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>7番の申請地について、もう一度、地番を読み上げてください。</p>
事務局	<p>沖縄市大里3丁目100番3と沖縄市大里3丁目100番4、です。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>受付番号7番と8番の方の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>年齢は39歳です。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。2番仲村学委員。</p>
2番	<p>9番についてですが、以前に一度不許可となった場所だと思いましたが。</p>
7番	<p>以前は砂利が敷かれている状態でしたが、原状回復といいますが、その砂利の部分が土の見える状態になっていました。</p>
議長	<p>事務局の方からも経過説明をお願いします。</p>
議長	<p>受付番号9番につきましては前回5月に一度、農地法第3条許可申請が出ておりましたが、その当時は明らかに耕作されておらず、見るからに農地ではなかったですので、結果、不許可で通知させていただいて、原状回復を求めてきました。原状回復の程度につきましては会長と仲宗根哲也委員にも再度、現地へ同行いただいて、その範囲を決めていただき、譲受人へ指示いたしました。現状、ほぼ指示どおりに耕されていると思われま。</p>
14番	<p>事務局の説明どおり、私と仲宗根哲也委員とで現地訪問し砂利の除去により農地を確保しなければ許可を出せないとの提案を示して、そのとおりに変更さ</p>

	<p>れていました。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。</p>
事務局	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号7番から9番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございませぬ。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、受付番号7番から9番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号7番から9番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 受付番号10番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第2号 受付番号10番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号10番、見取図の4ページになります。申請地は美里小学校の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号受付番号10番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声がございます。それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号10番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第3号受付番号64番から69番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号64番から69番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>ご報告いたします。 議案第3号、受付番号64番、見取図の5ページになります。申請地は美里中学校の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号65番、見取図の6ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は畑でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号66番、見取図の7ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は住宅でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 受付番号67番、見取図の8ページになります。申請地は宮里中学校の南東</p>


	<p>に位置し、現況は住宅でした。農地区分は、農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号68番、見取図の9ページになります。申請地は仲原集会所の西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号69番、見取図の10ページになります。申請地は比屋根公民館の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号受付番号64番から69番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>68番について、駐車場とのことですが、始末書は取られていますか。</p>
事務局	<p>始末書は取られております。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行の声がございます。</p> <p>それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号564番から69番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号64番から69番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号64番から69番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号8番について、事</p>


事務局	<p>事務局より説明をお願いいたします</p> <p>議案第4号 受付番号8番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、7番新垣実委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>議案第4号、受付番号8番、見取図の11ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく傾斜地で樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作物の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられ、令和4年度利用状況調査で赤となっています。以上のことから、非農地と判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第4号、受付番号8番について、委員の意見を求めます。現地調査員の屋宜文委員も同じ意見でございますか。</p>
9番	<p>そうですね。申請地は窪地になっていて、申請地には接道も無くて、他の地主の駐車場を通らないと進入することができない土地ですので、農地としての可能性はないと思います。</p>
議長	<p>他に意見はございますか。 (進行の声)</p>
議長	<p>進行の声がございます。 議案第5号、受付番号8番について承認することに、異議はありませんか。 「異議なし」の声</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。議案第4号 非農地証明交付申請の承認について受付番号8番について、賛成の委員は挙手をお願いします。 「賛成者挙手」</p>
議長	<p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。</p>
議長	<p>議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れ様でした。 これをもちまして、令和5年度第396回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 10月 27日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

10番 件泊 元輝 

12番 長谷川 亜紀 